

法政大学大学院 共同研究室利用規約

(目的)

第1条 この規約は法政大学大学院棟（92年館）及び新見附校舎共同研究室において、利用並びに良好な研究環境の維持を目的とする。

(責務)

第2条 利用者、区分利用者はこの規約を遵守しなければならない。

(利用者の範囲)

第3条 利用者は大学院博士課程、修士課程に在籍する者とする。ただし休学者は除く。

(留意事項)

第4条 利用者は以下の項目を遵守しなければならない

- (1) 研究室において利用者は私語を慎み、他人の研究を妨げる行為をしてはならない。
- (2) 研究室の利用者は定期的に継続して割り当てられた区分を利用することができる。何らかの事情で利用が不可能となった場合は、職員に申し出て利用を辞退する旨を伝える。
また、利用頻度が低いとみなされた利用者は、研究室利用を停止し、次の希望者に譲らなければならない。
- (3) 研究室内は禁煙とする。
- (4) 研究室内での食事は匂いや、音の出るもの以外は認める。
- (5) 研究室の利用者は個人に割り当てられた区分の整理整頓につとめ、環境を清潔に保たなければならない。
- (6) 研究室の利用者は原則として個人に割り当てられた区分以外に私物を置いてはならない。
- (7) 研究室の利用者は利用者以外の者を部屋に入れてはならず、ドアのナンバーロックの番号を利用者以外に教えてはならない。
- (8) 研究室の利用者は備品を破損した場合、直ちに職員に報告しなければならない。
- (9) 研究室の利用者はその利用期間が終了した後、直ちに私物を撤去しなければならない。
- (10) 研究室の利用者はその所有物を自己の責任で管理し、極力貴重品等を室内に置かない。

(管理の権限)

第5条 机と区分の使用権利に関しては、抽選で行うものとする。また研究室の管理は大学院事務課に帰する。

〈大学院棟内共同研究室〉

部屋	F	A	C	E
場所	2階	4階	5階	13階
席数	12席	11席	11席	12席

〈新見附校舎共同研究室〉

部屋	新見附校舎共同研究室
場所	新見附校舎2階
席数	80席
区分	指定席

2017.04.01 修正